

国民健康保険 からのお知らせ

平成28年度より国民健康保険税の税率が改正されました。税額の引き上げについては、先月号の広報でお知らせしましたが、今月号では国保制度の現状と占冠村国保の状況についてお知らせします。

■国保制度の現状について

国民健康保険は、被保険者の皆さん（世帯主）が納める保険税（50%）と、国・道・村からの補助金（50%）を財源として運営されています。この国民健康保険は、退職や社会保険等を脱退した人が加入することが多いことから、医療費が高く収入が低い加入者が多いという、構造的な問題を抱えています。

このような状況を受け、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立しました。この改正により、国民健康保険はこれまでの市町村単位から、北海道が財政運営主体となり市町村と共同運営する形となります。この

都道府県化により、平成30年度からは北海道から示される市町村ごとの標準的な保険税率を参考に保険税を決定していくこととなります。

また、市町村は加入者の方から徴収した保険税を北海道へ負担金として支払う形となり、算出される負担金に見合った保険税を確保する必要があります。なお、被保険者の届出手続きなどについては、これまでどおり市町村の窓口で行うこととなります。

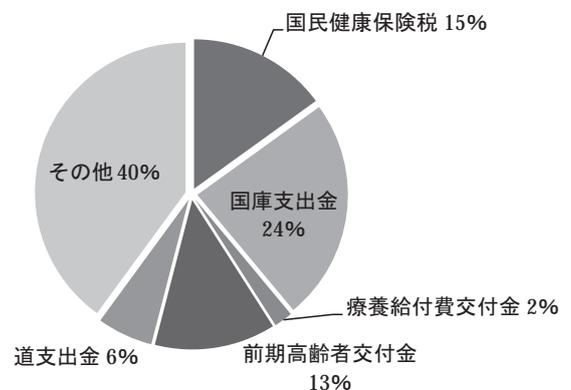
■占冠村国保の状況

占冠村の国保は、図1に示すとおり、高齢化や医療の高度化などから医療費（保険給付費）が増加傾向にあります。

図2の平成27年度決算における財源構成では、国庫支出金などの国・道からの補助金45%、保険税15%、その他40%となり、「その他」には一般会計からの繰入金が含まれています。図3に示すとおり毎年一般会計から繰入がされています。

国民健康保険特別会計の実質収支は赤字で、不足分は一般会計から補てん（法定外繰入）するという厳しい財政状況にあります。

図2 国民健康保険の財源構成【平成27年度決算】



Q 国保会計とは？

国民健康保険は、道路・河川・公園の整備、ごみ処理や教育などの行政サービスを経理する『一般会計』とは切り離して、国民健康保険という特定の事業を行なうための『特別会計』として経理しています。

図1 保険給付費の推移 単位：千円

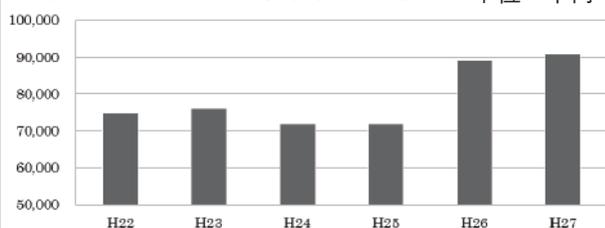
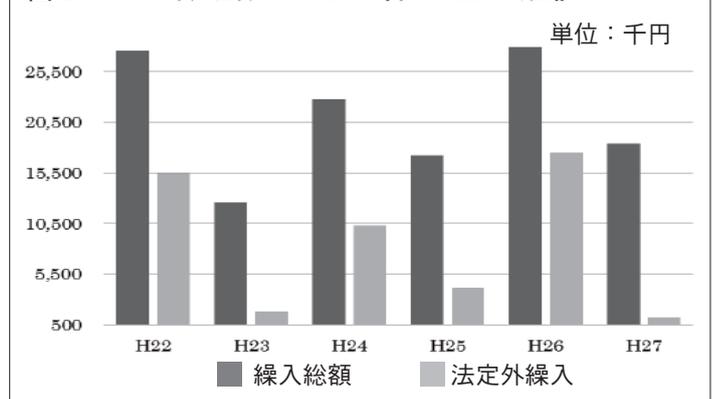


図3 一般会計からの繰入金の推移



■国民健康保険税は期日までに

納めましょう！

国民健康保険とは、加入する皆さんが全員でお金を出し合い、病気やケガをして病院にかかったときの医療費にあてる助け合いの制度です。

納めていただく国民健康保険税は、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度、介護保険制度を支える大切な財源です。皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険税は必ず納めましょう。

なお、口座振替を希望される方は、税務担当までお問い合わせください。

■支払いが困難な方はご相談ください

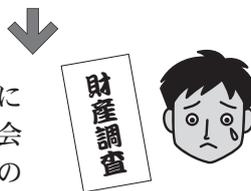
国民健康保険税は3回に分けて納めてもらうよう通知していますが、支払いが困難な場合は、実情に応じた支払い方法の相談を受け付けますので、お早めに税務担当へご連絡ください。

■保険税を滞納すると・・・

納期限を過ぎると督促状が送付されます。それでも未納が続くと納付催告を行います。



納付催告と同時に勤務先への給与照会や金融機関などへの財産調査を行います。



調査の結果、財産があることが判明した場合は、差押処分を受けることがあります。



■お問い合わせ

国民健康保険税に関すること 総務課税務担当
各種届出や給付に関すること 保健福祉課国保医療担当

電話 56-2125
電話 56-2122



古着のリサイクルがはじまります

ゴミの分別にご協力いただきありがとうございます。

このたび、更なるリサイクル処理の推進とゴミの減量化を図るため、『古着のリサイクル』を実施します。

開始時期 平成28年10月

〈対象となるもの〉

●衣類全般、タオル、タオルケットなど

〈回収できないもの〉

●濡れているもの、臭い・汚れがひどいものなど

回収場所：占冠村役場産業建設課窓口・トナム支所

受付時間：平日 8時30分～12時00分 / 13時00分～17時15分



※回収されたものは、海外で販売されたり、ウェス材として活用されます。

※詳細については、広報折込チラシでお知らせしますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■お問い合わせ 産業建設課環境衛生担当
電話 56-2173